

地域おこし協力隊通信 No.12

皆さんこんにちは。起業型地域おこし協力隊の大場美奈です。

早いもので私が着任してから1年が経ちました。1年を通して様々な広野町を見ることができました。そしてますます広野町が好きになりました。

4月からは新しい事業を始めます。広野町活性化プロジェクト通称「ちゃのまプロジェクト」です。具体的に何をしていくかという広野町にイベントスペースを作る予定です。その中で様々な教室やイベントを仕掛けていきます。固定の教室や期間限定の教室やイベントなどを開催していきます。簡単に言うとカルチャーセンターを小さくした感じです。

現在はこのイベントスペースの改装作業と教室の開発をしているところです。町民の皆さんに楽しん

でもらえるような学びの場所、体験の場所を作っていく予定です。ぜひ、完成したら遊びに来てください。まだまだ未熟者ですがこれからもよろしくお願ひします。



問 復興企画課 ☎0240-27-1251

相続登記について (4) (5)

相続登記の必要性・重要性についての記事を5回シリーズでお知らせしています。

Q 亡くなった父が建てた建物が登記されていない場合はどうすればいいですか？

A 相続人が一人の場合は相続人であることを証明する書類、例えば戸籍謄本等を添付して建物表題登記の申請をします。相続人が数名いる場合は、相続人全員又は建物を相続した相続人から建物の表題登記を申請します。この場合、公正証書や遺産分割証明書等、相続を証明する書類を添付して登記の申請をすることになります。そのほか、亡くなった父が当該建物の所有者であることの証明も必要になります。なお、ご不明なときは最寄りの法務局や土地家屋調査士にご相談ください。

Q 親から土地を相続したが、お隣との境界が分からない場合どうすればいいですか？

A 最寄りの法務局、市町村に備え付けてある公図（地図）を取得して土地の形状や境界線について確認してください。もし、以前に測量（分筆登記等）をした経緯があるなら、法務局に地積測量図が備え付けてある場合がありますので、それを取得して境界線や境界杭等をご確認ください。それでも分からない場合は、最寄りの土地家屋調査士に相談の上、「境界の復元測量」を依頼してください。万一、隣接者と境界不明でトラブルになった場合（なっている場合）は福島県土地家屋調査士会に併設されている「境界紛争解決支援センターふくしま」や法務局の「境界特定制度」をご利用ください。

問 福島県土地家屋調査士会 ☎024-534-7829
福島地方務局 ☎024-534-2045

原子力立地給付金に関するお知らせ（福島県）

原子力立地給付金は、国の制度に基づき、原子力発電施設の周辺地域の皆様に年1回交付してきましたが、東京電力福島第二原発の廃止に伴い、令和元年度をもって終了となりますのでお知らせいたします。

問 一般財団法人電源地域振興センター
総務企画部給付金審査課
☎03-6372-7304
受付時間 午前10時～正午、午後1時～午後5時（土日祝日除く）

令和2年度育英奨学資金給与事業について

- 給与する額 月額5,000円
- 給与を受ける人の資格
広野町に住所を有する人で、高等学校に在学し、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難と認められる人
- 申請方法
奨学生願書などにより広野町教育委員会学校教育課にお申し込みください。

● 受付期間
令和2年4月28日（火）（土曜日、日曜日および祝日を除く）

問 学校教育課 学校教育係 ☎0240-27-4166

令和2年度広野町奨学資金貸与事業について

- 奨学資金の額 月額10万円以内
- 貸与を受ける人の資格
 - ・専修学校専門課程、短期大学、大学（大学院を除く）に在学していること。
 - ・大学などに合格した際に広野町に引き続き1年以上住所を有していること。
 - ・他の団体から同種類の奨学資金の貸与または給与を受けていないこと。

● 申請方法
奨学生願書などにより広野町教育委員会学校教育課にお申し込みください。願書は学校教育課に準備してあります。

● 受付期間
令和2年4月28日（火）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く）

問 学校教育課 学校教育係 ☎0240-27-4166

猫に関するトラブルについて

地域住民から猫による苦情が寄せられています。

- 猫に庭や畑でフンをされる
- 庭、車などに放尿（マーキング）される
- 猫の爪で車に傷がついた
- 発情期の猫の鳴き声がうるさい など

トラブルにならないために猫を飼っている方は室内で飼うようにしましょう。

所有者が分からない、いわゆる野良猫についてはエサを与えると、その猫の管理者となります。「かわいい」や「かわいそう」だけでは管理者としての

責務は果たせているとは言えません。エサを与えるとその場所に他の猫も集まってくる。そこで繁殖を繰り返すことで手のつけられない状態になりトラブルの原因となります。

安易にエサは与えず、手をださないようお願いいたします。

また、役場及び愛護センターでは猫の捕獲は行っておりません。住民の方が保護した場合、役場で預かりますのでご理解とご協力よろしくお願ひします。

問 環境防災課 ☎0240-27-2114